

京都市告示第612号

児童福祉法（以下「法」という。）第24条の28の規定により、次のとおり法第24条の26に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました。

令和6年2月20日

京都市長 門川 大作

1 申請者

一般社団法人もっと笑顔（代表理事 中澤 秀子）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市中京区六角通室町西入玉蔵町121美濃利ビル309号

3 事業所の名称

相談室「すまいる」

4 事業所の所在地

京都市中京区六角通室町西入玉蔵町121美濃利ビル309号

5 指定する事業の種類

障害児相談支援事業

6 指定年月日

令和6年1月10日

7 事業所番号

2670300140

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）